政

# 健康コラム Health Column

## 健康長寿を目指して、フレイルを予防しよう!

#### フレイルとは

加齢とともに、心身の活力(筋力や認知機能など)が低下し、生活機能障害や要介護 状態の危険性が高くなった状態のことを言います。

フレイルであることに早めに気付き、フレイル対策の3つの柱である、栄養(食・口腔)、 運動、社会参加に取り組めば、元の健康な状態に戻ることもできます。

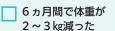
## ●私はフレイル?セルフチェック ▼ してみましょう!

ひとつでも当てはまれば、フレイル予防に取り組もう!











疲れやすくなった



外出が減った・ 人と話すことが減った

栄養

- -



が開けにくくなった

●運動・社会活動など

ウォーキングを行う なるべく階段を使う

. 筋トレをする

参考:健康長寿ネットホームページ「フレイルの診断」

## 3つの柱で フレイルを予防しよう!

フレイルを予防・改善するためには、 この3つを意識して日頃の生活を見直 すことが大切です。

#### ●食・□腔機能

- ・食事をバランスよく食べる (詳細は下記参照)
- 噛む力(口腔機能)を維持する







#### ■就労支援・余暇活動 ボランティアなど

- ・出かける回数や時間を増やす
- 元気なあいさつでつながりを

参考:厚生労働省ホームページ「健康長寿に向けて必要な取組とは?」

●栄養(食生活)について 毎月、各地区で実施している「健康相談」でも食事について相談できます。

### エネルギー(カロリー)を しっかり確保!



エネルギー源となる糖質や脂質をとること で、体重減少や筋肉量の低下を防ぐことが できます。

## たんぱく質は「まとめて」 ではなく [毎食]に



筋肉量の減少を抑え、免疫力を高めるため にたんぱく質を積極的にとりましょう。

## 骨を丈夫にする 「カルシウム」を忘れずに!



ビタミンD **/カルシウムの\/骨を作るのを\** 、吸収を高める/ ↓ 助ける

骨を丈夫にして転倒や骨折を防いだり、 歯を丈夫にするためにカルシウムやビタ ミンを十分にとりましょう。

※1 月号と 2 月号では、「歯やお口について」、「運動について」のコラムを掲載します。ぜひご覧ください!



# 南島原の考古学

# 石鍋が出土した意味 ~北岡金比羅祀遺跡(南有馬町)~

令和5年1月に自転車歩行者専用道路の工事に伴い発 掘調査した北岡金毘羅祀遺跡。この遺跡の調査結果から、 日野江城から原城にかけて海岸線があったことが判明し ました。また、埋め立てに使用された土からは「石鍋」 の破片が多数出土しました。

石鍋は「滑石」という石で作られた調理などの日常生 活で使われた鍋で、原材料となる滑石は非常に柔らかく、 加工が容易であったため、まだ鉄製の鍋を量産すること が難しかった平安時代末期から安土桃山時代にかけて作 られていました。滑石が多く存在する西彼杵半島は一大 産地であり、ある古文書には西彼杵半島産の石鍋は「牛 1頭に石鍋4つ」という記述が残るほど貴重で高価なも のでした。

今回出土した石鍋の破片は13世紀のもので日野江城が 築城された年代でもあり、調査の結果、日野江城から原 城にかけて海岸線があったこと、石鍋の破片が多数出土 したことから、有馬氏の繁栄や貿易船の往来があり、日 野江城とその周辺の城下町が大変賑わっていたことをう かがい知ることができます。



#### 12月~令和6年1月の小企画

閏12月1日金~令和6年1月31日泳

※休館日:火曜日/年末年始(12月29日~1月3日) 午前9時~午後5時(入館は午後4時30分まで)

**圓深江埋蔵文化財·噴火災害資料館** 

圈一般…200円/高校生…150円/中学生以下…無料 ※団体割引あり

※企画展は入館料のみでご覧いただけます。

間文化財課(南有馬庁舎) ☎73-6705

## こんにちは!消費生活センターです



**☎**82-3010

# 足腰の痛みが治る?

# 健康食品を次々に購入させられた

~必要のない大量の商品の購入に注意~

#### ●相談事例

事業者から電話勧誘があり、「最近体調に不安はないか」 と聞かれ「足腰が痛い」と伝えると、健康サプリ1年分を 勧められた。金額が60万円と高かったので断ったが、「こ の健康サプリを飲めば長年悩んでいる足腰の痛みも治る」 と言われ応じてしまった。

その20日後また同じ事業者から電話があり、一緒に飲 むと良いと別の健康サプリを勧められた、「前回1年分を 購入していただいたので今回は半額にする」と言われ、断 りきれず30万円で購入してしまった。

飲んでみたが足腰も痛いままで効果はあまり感じられな い。事業者に返したいと伝えたが、返品期間がもう過ぎて いるのでできないと断られてしまった。





#### <消費生活センターからのアドバイス>

電話勧誘販売で利用できるクーリング・オフ(無条件契約 解除)は、契約書を受け取ってから8日間の期間を過ぎてし まうと難しくなります。しかし、日常生活に必要な量を著し く超えた商品を次々と購入させられ、「過量販売」にあたる 場合は、契約後1年以内であれば契約の解除をすることがで きます。また健康食品は、治療のために使用する医薬品とは 異なり、健康の維持や増進のために使用するものです。

必要ないと思う契約はしっかりと断りましょう。高額な買 い物をするときは、親族や友人にも相談し、本当に必要か冷 静に考えるようにしましょう。

困ったときは消費生活センターにご相談ください。

35 2023.12 広報 みなみしまばら

2023.12 広報 みなみしまばら 34